令和２年１１月２０日

府連会計年度変更に伴う移行期間の暫定処置について（承認済）

府連会計年度を現行の「１１月１日～翌年１０月３１日」から「４月１日～翌年３月３１日」に

変更して、（公財）全日本弓道連盟や近畿地域弓道連合会の会計年度に合わせることにより、事業遂行の整合性を確保する。

１）規約類の改定

　①大阪府弓道連盟規約

　　（会計年度）

現行：第２０条　本連盟の会計年度は毎年１１月１日に始まり、翌年10月31日に終わる。

　　　改訂：第２０条　本連盟の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

　②大阪府弓道連盟規約細則

　　（加盟）

現行：第３条５　加盟団体の会員の登録は、各加盟団体において取りまとめ、名簿を毎年

10月1日から10月31日の間に府連事務局へ提出すること。

　　　ただし、会員の追加登録は、一般会員は毎年4月1日から4月30日まで、大学弓道部

員及び高校弓道部員は7月1日から7月31日までに名簿を府連事務局に提出する

こと。

　　　改訂：第３条５　加盟団体の会員の登録は、各加盟団体において取りまとめ、名簿を毎年

３月１日から３月３１日の間に府連事務局へ提出すること。

　　　　　　ただし、会員の追加登録は、一般会員は毎年９月１日から９月３０日まで、大学弓道部

員及び高校弓道部員は7月1日から7月31日までに名簿を府連事務局に提出する

こと。

　　　現行：第３条８　府連会員としての有効期間は、11月1日から翌年10月31日までとする。追加登録した一般会員の有効期間は、5月1日から10月31日までとする。追加登録した大学弓道部員及び高校弓道部員の有効期間は、8月1日から10月31日までとする。この期間に開催される府連主催（主管）の各種射会、各種弓道大会、各種講習会、審査会に参加できる。

　　　改訂：第３条８　府連会員としての有効期間は、４月１日から翌年３月３１日までとする。追加登録した一般会員の有効期間は、１０月１日から翌年３月３１日までとする。追加登録した大学弓道部員及び高校弓道部員の有効期間は、8月1日から翌年３月３１日までとする。この期間に開催される府連主催（主管）の各種射会、各種弓道大会、各種講習会、審査会に参加できる。

　　　現行：第５条　　加盟団体の第４条に規定する各種負担金は、各加盟団体において取りまとめ、毎年11月1日から11月30日の間に府連事務局へ会費等納入明細書を添えて提出、納入すること。

　　　　　　ただし、会員の追加登録は、一般会員は毎年4月1日から4月30日まで、大学生及び高校生は7月1日から7月31日までに会費等納入明細書を添えて府連事務局に提出、納入しなければならない。この場合、加盟金及び会費は同時に納入すること。また会員の会費は年額の二分の一とする。

　　　改訂：第５条　　加盟団体の第４条に規定する各種負担金は、各加盟団体において取りまとめ、毎年４月１日から４月３０日の間に府連事務局へ会費等納入明細書を添えて提出、納入すること。

　　　　　　ただし、会員の追加登録は、一般会員は毎年９月１日から９月３１日まで、大学生及び高校生は7月1日から7月31日までに会費等納入明細書を添えて府連事務局に提出、納入しなければならない。この場合、加盟金及び会費は同時に納入すること。また会員の会費は年額の二分の一とする。

　③大阪府弓道連盟役員選出規程

　　（理事）

現行：第４条２　前項の加盟団体は、選出した理事の氏名を毎年度10月31日までに府連

事務局長に報告しなければならない。また変更が生じたときは、速やかにその旨を

届け出なければならない。

　　　改訂：第４条２　前項の加盟団体は、選出した理事の氏名を毎年度３月３１日までに府連

事務局長に報告しなければならない。また変更が生じたときは、速やかにその旨を

届け出なければならない。

２）会計年度変更に伴う暫定処置

　①新会計年度は令和３年４月１日から実施する。

　②令和２年１１月１日～令和３年３月３１日は暫定活動計画および暫定予算を組む。

　③現府連役員の任期は、令和３年１０月３１日まで有効であるが、令和４年３月３１日まで

　　延長する。

　④現府連会員の資格有効期間は、令和２年１１月１日から令和３年１０月３１日まで有効で

　　あるが、令和４年３月３１日まで延長する。延長する期間の年会費等は徴収しない。

　　ただし、高校生、大学生で毎年３月に卒業する生徒、学生については、資格有効期間は、

　　これまで通り３月３１日で終了する。

　⑤一般会員の追加登録は、令和３年３月１日～３月３１日の間に名簿を提出するものとし、

　　追加登録した者の資格有効期間は、令和３年４月１日から令和４年３月３１日までとし、個人の

　　新規登録費、年会費、および（公財）全日本弓道連盟会費は大阪府弓道連盟規約細則の第４条に

記載の通りとする。

　⑥高校生、大学生の追加登録は、令和３年７月１日～７月３１日の間に名簿を提出するものとし、

　　追加登録した者の資格有効期間は、令和３年８月１日から令和４年３月３１日までとし、新規

登録費を徴収する。

　⑦府連会員定期登録は、令和４年３月１日～３月３１日の名簿更新から行う。

　⑧府連初射会で実施している昇段昇格者、成績優秀者（団体）の表彰は、令和３年１月の初射会

では令和元年１１月１日～令和２年１０月３１日までの行事を対象とする。

　　今後は前年４月１日～当年３月３１日の行事で昇段昇格者、成績優秀者（団体）を対象とし、

５月の府連例会で表彰する。

令和３年５月の例会では、令和２年１１月１日～令和３年３月３１日の行事を対象に実施する。

府連会員登録時期

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | R2／10月 | R3／3月 | R3／7月 | R3／9月 | R4／3月 | R4／7月 | R4／9月 |
| 一般 | 令和２年  定期（済） | 令和３年  追加登録 |  | 令和３年  追加登録 | 令和４年  定期登録 |  | 令和４年  追加登録 |
| 高校生、  大学生 | 令和２年  定期（済） | 令和３年  追加登録 | 令和３年  追加登録 |  | 令和４年  定期登録 | 令和４年  追加登録 |  |
| 確認  内容 | 名簿の全面更新 | 一般は追加登録者を中心に見直し  高校、大学は卒業者の削除を中心に見直し | 新入部員を中心に新規登録と見直し | 新規登録者を中心に見直し | 名簿の全面見直し  高校、大学は卒業者を中心に名簿の見直し | 新入部員を中心に新規登録と見直し | 新規登録者を中心に見直し |

登録者の資格有効期間

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年月  登録時期 | R2 | | R3 | | | | | | | | | R4 | | | | | | | | | R5 | | |
| 10 | ～ | | 3 | ４ | ～ | 7 | 8 | 9 | 10 | ～ | | 3 | 4 | ～ | 7 | 8 | 9 | 10 | ～ | | 3 | 4 |
| R2/10登録 | 〇 |  | |  |  |  |  |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  |  |  | |  |  |
| 卒業者 | | | |  |  |  |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  |  |  | |  |  |
| R3/3追加 |  |  | | 〇 |  |  |  |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  |  |  | |  |  |
| R3/7追加 |  |  | |  |  |  | 〇 |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  |  |  | |  |  |
| R3/9追加 |  |  | |  |  |  |  |  | 〇 |  |  | |  |  |  |  |  |  |  |  | |  |  |
| R4/3定期 |  |  | |  |  |  |  |  |  |  |  | | 〇 |  |  |  |  |  |  |  | |  |  |
| R4/7追加 |  |  | |  |  |  |  |  |  |  |  | |  |  |  | 〇 |  |  |  |  | |  |  |
| R4/9追加 |  |  | |  |  |  |  |  |  |  |  | |  |  |  |  |  | 〇 |  |  | |  |  |

府連会費（一般1000円、称号者4000円）、全日本弓道連盟会費（1000円）、新規登録費（1000円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 登録時期 | 会員名称 | 府連会費 | 全弓連会費 | 新規登録費 | 合計登録費 |
| R2/10定期登録  （振込済） | 一般（継続） | 500 | 0 | 0 | 500 |
| 称号者（継続） | 2000 | 0 | 0 | 2000 |
| 一般（新規） | 1000 | 1000 | 1000 | 3000 |
| 一般（府内移籍） | 1000 | 1000 | 0 | 2000 |
| 高校生（継続） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 高校生（新規） | 0 | 0 | 1000 | 1000 |
| 大学生（継続） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大学生（新規） | 0 | 0 | 1000 | 1000 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 登録時期 | 会員名称 | 府連会費 | 全弓連会費 | 新規登録費 | 合計登録費 |
| R3/3追加登録  （振込は4月） | 一般（継続） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 称号者（継続） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一般（新規） | 1000 | 1000 | 1000 | 3000 |
| 称号者（新規） | 4000 | 1000 | 1000 | 6000 |
| 一般（府内移籍） | 1000 | 1000 | 0 | 2000 |
| 高校生（継続）  大学生（継続） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 高校生（新規）  大学生（新規） | 0 | 0 | 1000 | 1000 |
| R3/7追加登録  （振込は7月） | 高校生（継続）  大学生（継続） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 高校生（新規）  大学生（新規） | 0 | 0 | 1000 | 1000 |
| R3/9追加登録  （振込は9月） | 一般（継続） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 称号者（継続） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一般（新規） | 500 | 500 | 1000 | 2000 |
| 称号者（新規） | 2000 | 500 | 1000 | 3500 |
| 一般（府内移籍） | 500 | 500 | 0 | 1000 |
| R4/3定期登録  府連分担金  一般　18000円  大学　18000円  高校　10000円  （会費と合わせて4月に振込） | 一般（継続） | 1000 | 1000 | 0 | 2000 |
| 称号者（継続） | 4000 | 1000 | 0 | 5000 |
| 一般（新規） | 1000 | 1000 | 1000 | 3000 |
| 称号者（新規） | 4000 | 1000 | 1000 | 6000 |
| 一般（府内移籍） | 1000 | 1000 | 0 | 2000 |
| 高校生（継続）  大学生（継続） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 高校生（新規）  大学生（新規） | 0 | 0 | 1000 | 1000 |
| R4/7追加登録 | R3/7追加登録に同じ | | | | |
| R4/9追加登録 | R3/9追加登録に同じ | | | | |

　継続とは、更新時に所属団体名簿に登録されている人が引続きその名簿に登録する場合。

　新規とは、更新時の所属団体名簿に登録されていない人で、ID番号を持っていない人、ID番号は

持っていて過去その団体の名簿に記載されていたが休眠後再登録する人、ID番号を

持っており大阪府外の団体で登録していた人が大阪府連に移籍してきた場合。

　府内移籍とは、更新時に大阪府下の中学校、高校、大学の弓道部で登録していた人が、卒業後１年

　　　　　　以内に一般クラブに所属を変えた場合。

　　※更新時に大阪府下の中学校、高校の弓道部で登録していた人が、卒業後１年以内に大阪府下の

　　　高校、大学の弓道部で登録する場合は「継続」扱いとする。

　　　その他府内で移籍する場合、様々な事例がありますので府連事務局に確認下さい。